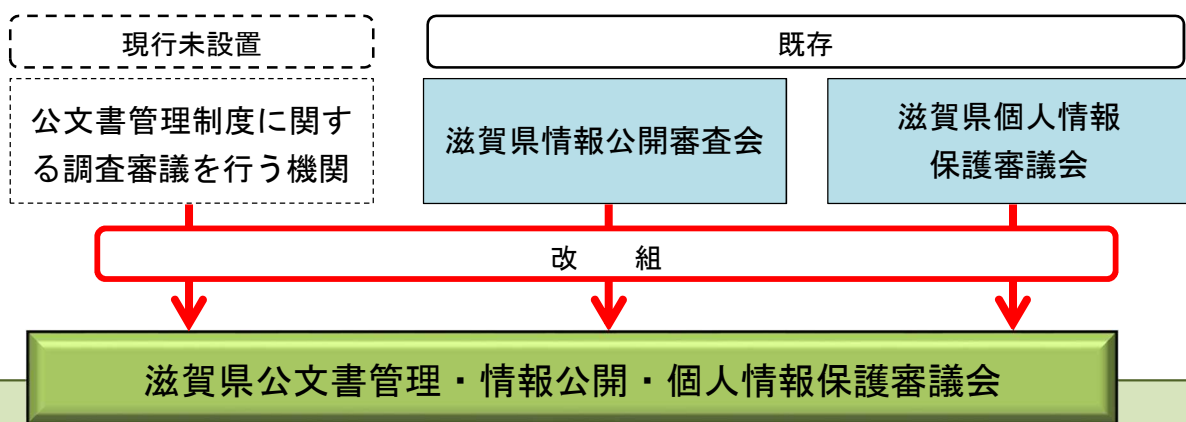


滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の概要

既存の附属機関である滋賀県情報公開審査会および滋賀県個人情報保護審議会を改組し、新たに滋賀県公文書等の管理に関する条例の規定により権限に属させられた事項の調査審議を所掌事務に加えた附属機関として、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会を設置する。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の概要



【設置】 知事の附属機関として設置

【担当事務】

- ・公文書管理制度・情報公開制度・個人情報保護制度の運営・改善に関する提言
- ・審査請求に係る調査審議（特定歴史公文書等利用請求等・公文書公開請求等・個人情報開示請求等）
- ・個人情報の取扱い等に係る調査審議
- ・文書管理に関し知事が定める基準の策定・変更、現用公文書・特定歴史公文書等の廃棄に係る調査審議

【組織・委員】

- ・審議会：委員 14 人以内で組織。
- ・委員：任期3年。学識経験を有する者等知事が適当と認める者のうちから知事が任命。
- ・全体会のほか、公文書等管理部会、審査部会、個人情報保護部会を設置。

【審査請求に係る調査権限】

- ・諮問実施機関に対する対象公文書等の提示およびその内容を分類・整理した資料の提出の要求
- ・審査請求人等に対する意見書・資料提出の要求その他必要な調査の実施

【施行日】 平成 31 年（2019 年）4月1日